

概要版

第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和7年(2025年)3月
熊本市・熊本市社会福祉協議会

1 計画策定の背景と趣旨

- ◆社会福祉法第107条に基づく地域福祉推進のための市町村計画である「地域福祉計画」と、同法第109条に規定する市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画である「地域福祉活動計画」とは、相互に連携して地域福祉を展開するものであり、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、これら2つの計画を一体的に策定するものです。
- ◆熊本市と熊本市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という。)は、令和元年度(2019年度)に第4次計画を策定し、計画に掲げる取組を進めてきましたが、この間、人口減少・少子高齢化の更なる進展をはじめ、コロナ禍やICT等の進展による行動変容等により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、孤独・孤立問題など住民や地域が抱える地域生活課題は複雑化・複合化してきました。
- ◆これらの課題に対応し、住み慣れた地域で、だれもが安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域住民をはじめ行政や関係機関・関係団体が互いに支え合い、地域福祉を推進するための計画として、第5次計画を策定します。

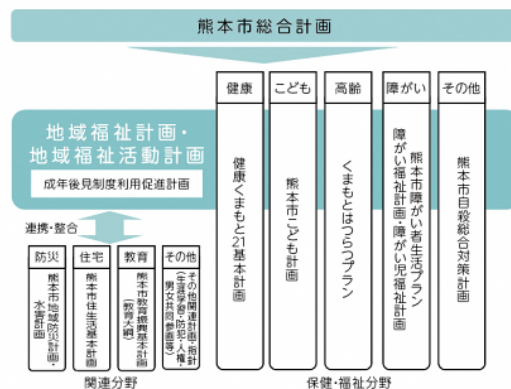
2 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和13年度(2031年度)7年間

※熊本市第8次総合計画の計画年度と整合を図ります。

3 計画の位置づけ

- ◆「熊本市第8次総合計画」を最上位計画とし、ビジョン4の「だれもが自分らしくいきいきと生活できるまち」を実現するための施策方針である『だれもが生きがいをもち、お互いに支え合える社会の実現』を目指す姿として、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちをつくる取組を進めます。
- ◆第8次総合計画の理念のもと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、地域福祉の推進のため、各福祉分野が共通し、分野横断的に取り組むべき事項等を盛り込む計画とします。
- ◆「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する市町村計画(「熊本市成年後見制度利用促進計画」)をその内容に盛り込む計画とします。



1 第4次計画におけるこれまでの取組と課題

第4次計画に基づき推進してきた各取組の進捗状況や成果の検証、市民等アンケートの結果分析から明らかになった主な課題をまとめると以下のとおりとなります。

①地域における「つながり」の意識の希薄化

第4次計画では、地域住民相互の顔の見える関係づくりや、地域での支え合い体制づくりの推進を掲げてきましたが、近年のライフスタイルの変化とともに、行動変容等も相まって、地域のつながりの更なる希薄化が懸念されます。

②地域活動の担い手の高齢化・固定化

地域活動の担い手を確保するため、これまでボランティア活動に取り組んできた人や、養成してきた各種サポーターを地域福祉活動につなげる仕組みづくりが必要でしたが、コロナ禍の影響もあり十分な取組ができず、担い手の高齢化・固定化が進んでいます。

③地域の支援・連携体制等の停滞・低下

地域団体等の人材不足やコロナ禍の影響で活動自体に制限が生じたことも相まって、地域における支え合い活動が停滞し、支援・連携体制等の低下が懸念されます。また、支援者自身も様々な悩みを抱えていることから、支援・連携体制を継続させるためには、支援者自身への支援も必要です。

④孤独・孤立問題など地域課題の複雑化・複合化

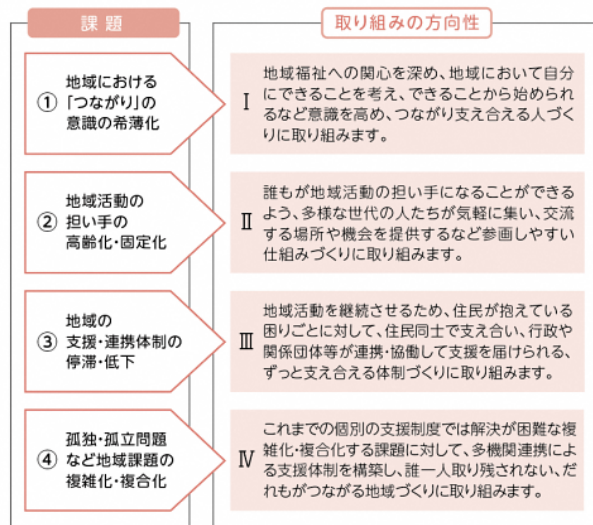
個別の分野・団体による支援が届きにくい孤独・孤立問題やヤングケアラー、8050問題のような、複雑化・複合化した課題が顕在化する中、“相談をしない”“相談先が分からない”というような方が、取り残されないような支援体制の整備が必要です。

2 第5次計画の取組の方向性

人口減少・高齢化が進展する中、地域における「つながり」の意識の希薄化や地域課題の複雑化・複合化等の課題が顕在化しています。また、今後も増加が見込まれる在住外国人と地域で共に生きる多文化共生についても重要な課題となっています。

地域資源を活かしながら、地域活動を維持していくためには、持続可能な地域共生社会を実現する必要があります。

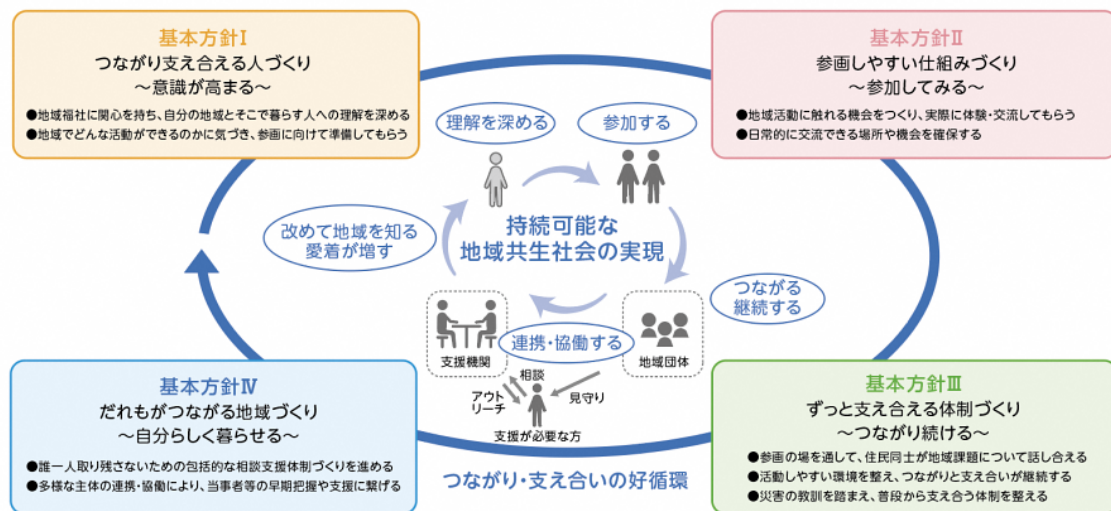
そのため、第5次計画では、以下の方向性で課題に取り組み、つながり・支え合いの好循環の創出を目指します。



1 基本理念・基本方針

第5次計画においては、一人ひとりの多様な価値観を尊重するとともに、人口減少・少子高齢化が進展する中、地域住民の積極的な参画と活動しやすい環境づくりを図りながら、持続可能なものとして地域共生社会を実現する考え方にに基づき、次のとおり基本理念を定めます。

また、基本理念を実現するための基本方針として、持続可能な地域づくりを重要な視点として、地域住民一人ひとりの参画・協働に基づき、つながり・支え合いの好循環を創出することを目指して、以下の4つの基本方針のもと、取組を推進していきます。

【基本理念】 だれもが 自分らしく ずっとつながり支え合える 地域づくり

2 計画の体系

基本理念に基づく4つの基本方針に沿って、それぞれの取組の視点を分かりやすく設定したうえで、当該取組の視点に応じた具体的な取組を進めます。

基本方針	取組の視点(取組の主な対象)	具体的な取組
Ⅰ つながり支え合える 人づくり	意識が高まる (地域でどんな活動ができるのか分からない方・参加したことがない方など)	I-1 地域福祉に関心を持ち、自分の地域とそこで暮らす人への理解を深める
		【取組1】地域福祉を進めるための情報発信・意識啓発
		【取組2】福祉教育・福祉体験学習の充実
Ⅱ 参画しやすい 仕組みづくり	参加してみる (地域活動への参画の意識が高まってきた方・参画をしてみた方など)	I-2 地域でどんな活動ができるのかに気づき、参画に向けて準備してもらう
		【取組3】ボランティア等の人材確保に向けた取組
		【取組4】高齢者サロンや子育てサークル等の地域活動への参加の促進
Ⅲ ずっと支え合える 体制づくり	つながり続ける (地域活動に参加された方・継続して地域とつながる方など)	【取組5】地域の健康づくり活動の推進
		Ⅱ-1 日常的に交流できる場所や機会を確保する
		【取組6】地域住民の交流の場の確保
		Ⅱ-2 参画の場を通して、住民同士が地域課題について話し合える
		【取組7】校区社会福祉協議会等の地域団体による地域福祉活動の推進
		Ⅱ-3 活動しやすい環境を整え、つながりと支え合いが継続する
Ⅳ だれもがつながる 地域づくり	自分らしく暮らせる (地域と連携できる多様な関係機関・地域で困難な課題を抱える方など)	【取組8】民生委員・児童委員の活動支援
		【取組9】地域団体等の情報共有や相互啓発の推進
		【取組10】身近な相談窓口や相談支援機関の整備
		Ⅲ-1 誰一人取り残さないための包括的な相談支援体制づくりを進める
		【取組11】災害訓練の実施等による地域の防災力の向上
		【取組12】要配慮者への災害時支援体制の充実
	W-2 多様な主体の連携により、当事者等の早期把握や支援に繋げる	【取組13】複雑化・複合化した課題へ対応するための相談支援体制の充実
		【取組14】官民連携による孤独・孤立対策の推進
		【取組15】関係機関との連携による当事者等の早期把握や支援
		【取組16】専門機関等によるアウトリーチ等を通じた継続的支援

1 計画策定の趣旨

本市の第8次総合計画では、「だれもが生きがいをもち、お互いを支え合える社会の実現」を掲げ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちづくりを目指しています。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力に課題を抱える方は増加傾向にあり、住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らすためには、成年後見制度の利用が必要な方に対して、適切に結びつくようにすることがますます重要となっています。

そこで、本計画を策定し、成年後見制度の利用の促進を図っていきます。

2 取組の方向性

1. 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1) 成年後見人等の担い手の確保

「市民後見人」に係る制度等について広く周知するとともに、成年後見人等のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取り組み、養成期間の短縮に向けて、家庭裁判所や市社会福祉協議会との検討を進めていきます。また、後見活動を行うことができる法人の確保を図るため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握と、法人後見の活動のための推進を行います。

(2) 相談機能の強化

今後、相談件数の増加が見込まれることから、各区役所における市長中立ての相談体制の拡充を検討するとともに、成年後見支援セン

ターの業務の効率化を図るため、相談結果の記録・集計を行うシステム導入などのDX化を推進します。

また、相談者に寄り添った質の高い相談機能を確保するため、成年後見支援センターと高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターによる協議の場を設け、それぞれの機能を活かした適切な役割分担を構築します。

さらに、弁護士や司法書士等による専門職相談会の活用やスキルアップの研修会等の実施により、対応力強化を図ります。

(3) 広報・啓発の強化

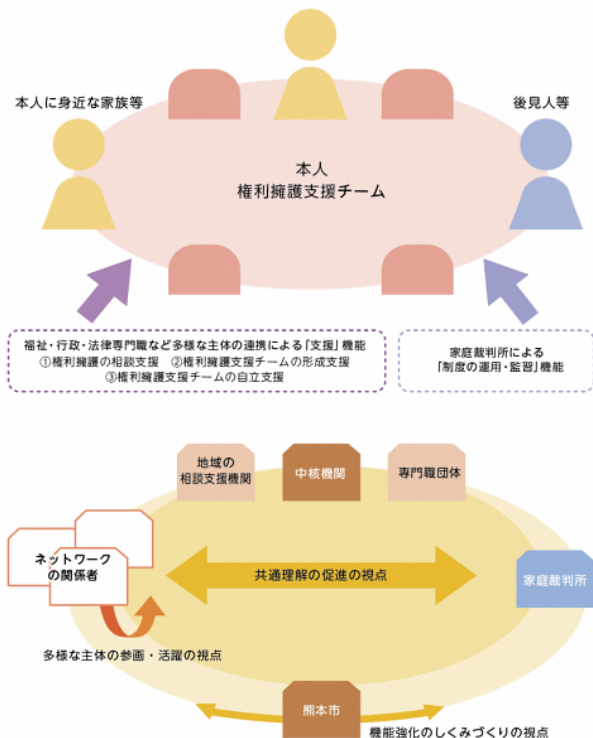
「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改訂・配布、研修会や出前講座の実施に加えて、終活セミナー等での説明や各種通知等へのリーフレット同封など、広報・啓発の強化に取り組みます。

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

中立ての相談対応について、振り返りや専門職からの助言を行う場を新たに設けるとともに成年後見利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等について検討します。また、支援が必要な高齢者等と接する機会の多い民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等に対し、成年後見制度への理解・普及啓発に努めます。

さらに、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を含めた権利擁護支援のあり方について検討を進めます。

～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図～



○熊本市社会福祉協議会地域福祉専門分科会委員名簿

(正委員・臨時委員別五十音順、敬称略 令和7年(2025年)3月31日現在)

正・臨時	氏 名	所属団体・役職等
正委員	伊藤 良高	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
正委員	堅島 陽子	熊本市手をつなぐ育成会 副会長
正委員	金澤 知徳	熊本市地域包括支援センター連絡協議会 会長
正委員	古賀 倫嗣	熊本大学 名誉教授
正委員	塘林 敬規	熊本市社会福祉施設連合会 事務局長
正委員	細西 恭代	熊本市民生委員児童委員協議会 主任児童委員会会長
正委員	水田 博志	熊本市病院事業管理者
正委員	八塚 夏樹	熊本県弁護士会
臨時委員	鳥崎 一郎	熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会 副会長
臨時委員	永田 賢正	熊本市市民活動支援センター・あいばーとセンター長
臨時委員	野口 志津子	熊本市民生委員児童委員協議会 副会長
臨時委員	原 清美	熊本市ボランティア連絡協議会 事務局長
臨時委員	樋口 務	特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク
臨時委員*	西森 利樹	熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科
臨時委員*	福永 紗織	熊本県弁護士会
臨時委員*	井上 広子	熊本県司法書士会
臨時委員*	松本 健一	熊本県社会福祉士会
臨時委員*	今野 えり子	熊本県精神保健福祉士会
臨時委員*	窪田 寛史	地域包括支援センター
臨時委員*	平田 晴彦	障がい者相談支援センター

※_成年後見制度利用促進協議会 委員



第5次 熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行／ 熊本市

熊本市社会福祉協議会

編集／ 熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
高齢者支援部 高齢福祉課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
TEL 096-328-2340 FAX 096-351-2183

E-mail kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市社会福祉協議会 地域福祉推進課

〒860-0004 熊本市中央区新町2-4-27
TEL 096-288-2748 FAX 096-359-1800

E-mail info@kumamoto-city-csw.or.jp

発行日／ 令和7年(2025年)3月

